

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

調布都市計画特別用途地区防災・スポーツレクリエーション推進地区

2 理由

本地区は、味の素スタジアムの南東側、東京都立武蔵野の森公園の南側、また、都市計画公園である西町公園の北側に隣接し、天文台通り沿い西側の調布市西町に位置する調布基地跡地留保地（以下、「留保地」という。）の敷地である。

調布市総合計画（令和5年3月策定）の「まちづくりの基本目標4」には、スポーツを「する」・「みる」・「支える」機会を創出し、誰もが生涯にわたりスポーツに親しむことができるまちを目指すことを掲げており、調布市都市計画マスタープラン・立地適正化計画（令和5年8月策定）（以下、「都市計画マスタープラン」という。）では、武蔵野の森総合スポーツプラザや調布基地跡地などの周辺において、にぎわいと活力ある広域的スポーツ交流拠点として充実を図り、安全で利便性の高いスポーツ施設の整備に努めることとしている。平成20年3月に策定した「調布基地跡地留保地利用計画」（以下、「利用計画」という。）には、「防災・スポーツレクリエーション機能を有する公園」としての活用が位置づけられている。

また、調布市地域防災計画（令和6年修正）（以下、「防災計画」という。）では、災害に強い都市基盤の整備として「オープンスペースの確保」を挙げており、留保地については、市の調布基地跡地利用計画に基づく防災・スポーツレクリエーション機能を有する公園としての活用を目指し、防災機能として、災害時には、物資の荷分け・搬送、ボランティア活動の拠点、帰宅困難者対応、備蓄等を行う場所としての活用を念頭に整備を行うと位置づけている。さらに、緊急輸送ネットワークの輸送拠点として「大型拠点倉庫の整備」を挙げており、西部は、市の利用計画に基づき留保地に整備する予定の公園内に整備していくとしている。

このような位置付けを踏まえ、令和7年12月に策定した「調布基地跡地留保地施設整備基本計画（以下、「基本計画」という。）」には、利用計画を基本とした取組の推進、都市計画マスタープランや公共施設マネジメントの基本方針を踏まえた取組の推進、都市公園の多面的な機能の推進、スポーツ資源を活用したにぎわいの創出・交流の促進につなげる取組の推進、防災計画を踏まえた防災機能の整備を挙げており、基本計画を踏まえた取組の推進を図るため、施設の新たな立地の際に配慮すべき事項等を示した「土地利用イメージ図」を作成している。

以上より、本地区は、周辺地区を含めて市民スポーツの振興を担うこと及び防災拠点としての公園整備に取り組むことが求められている。

しかしながら、当該地区は用途地域の制限により、公園内に必要となる運動施設や管理事務所、倉庫など（以下、「運動施設等」という。）の立地が制限されている。今後、市民のスポーツ振興及び防災拠点整備を進めるためには運動施設等の立地の誘導を進めていく必要がある。

このような背景を踏まえ、防災・スポーツレクリエーション機能を有する公園として活用するため、面積約6ヘクタールの特別用途地区（防災・スポーツレクリエーション推進地区）を決定するものである。